

浜松市林業効率化機械等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、林業機械等の整備により低コスト林業の推進を図るため、林業関係団体等が実施する森林・林業関係事業について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、県要綱、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及び浜松市林業効率化機械等整備事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県要綱とは、静岡県が定めた、森林・林業交付金交付要綱(平成17年12月27日付け森整第572号環境森林部長通知)中山間地域林業整備事業費補助金交付要綱(平成16年4月19日付け森振第36号環境森林部長通知)をいう。
- (2) 県施行要領とは、静岡県が定めた、林業・木材産業構造対策事業施行要領(平成17年12月27日付け森振第613号環境森林部長通知)及び合板・製材生産性強化対策事業施行要領(平成28年7月11日付け森林第138号林業振興課長通知)をいう。
- (3) 林業関係団体とは、県要綱で定められた事業主体及び団体をいう。

(補助対象事業及び補助率等)

第3条 補助対象事業及び経費は、林業関係団体が低コスト林業の推進を図るために行う林業機械の導入及び効率化施設整備事業に要する経費とする。

2 補助率等は、別表に定めるところによる。

3 補助金の算定にあたっては、補助対象事業ごと又は事業種ごとに千円未満を切り捨てることとする。

(補助金の申請)

第4条 本事業の申請者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支計画書(様式第3号)
- (4) 資金状況調べ(様式第4号)
- (5) 市税納付・納入確認同意書(様式第16号)
- (6) 申請者の市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (7) 暴力団排除に関する誓約書(様式第17号)
- (8) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったとき、その内容を審査し、適当と認めるものであるとともに浜松市を管轄とする静岡県農林事務所長により県要綱に基づいて交付の決定が認められたものについて、補助金の交付を決定し、当該申請者に交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

ただし、申請者が市税を完納していることをその要件とする。

（交付の条件）

第6条 申請者は、次の各号に掲げる事項を交付の条件として遵守しなければならない。

（1）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の経費配分を変更（県要綱で定められた軽微な変更を除く。）しようとする場合

イ 補助事業の内容の変更（県要綱で定められた軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助金の増減を伴う場合

エ 補助事業を中止又は廃止しようとする場合

（2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（3）補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（4）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効果的な運営を図らなければならない。

（5）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの。）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数等に相当する期間、ただし大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間（以下これらの期間を「処分制限期間」という。）内において、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、処分制限期間内に市長の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（6）補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない

場合においては、財産管理台帳（様式第 8 号）並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

（ 7 ）規則、要綱及び県施行要領の規定並びに市長の指示に従うこと。

（変更の承認申請）

第 7 条 前条第 1 号ア、イ及びウの変更をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（ 1 ）変更承認申請書（様式第 6 号）

（ 2 ）変更事業計画書（様式第 2 号）

（ 3 ）変更収支計画書（様式第 3 号）

（補助金の交付変更決定）

第 8 条 市長は、前条の変更承認申請があったとき、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を変更決定し、当該申請者に交付変更決定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

（事業遂行状況の報告）

第 9 条 第 5 条の規定により補助金の交付決定通知を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、事業遂行状況の報告として、別に定める日までに次の書類を市長に提出しなければならない。

（ 1 ）事業遂行状況報告書（様式第 9 号）

（実績報告）

第 10 条 交付決定団体は、事業完了後 15 日以内又は翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（ 1 ）実績報告書（様式第 10 号）

（ 2 ）事業成績書（様式第 2 号）

（ 3 ）収支決算書（様式第 3 号）

（ 4 ）財産管理台帳（様式第 8 号）

（補助金の確定）

第 11 条 市長は、前条の実績報告を受けたとき、その報告書類及び施設等を速やかに確認し、適当と認めるときは補助金交付を確定する。また、補助金交付確定者には、交付確定通知書（様式第 11 号）を交付するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 前条の規定により交付確定通知書を受けた団体は、補助金交付請求書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求手続き）

第 13 条 交付決定団体は、事業の円滑な運営を図るため、特に必要がある場合は概算払の請求をすることができる。

2 概算払の請求をしようとする交付決定団体は、別に定める日までに概算払承認申請書

- (様式第13号)及び資金状況調べ(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは当該交付決定団体に補助金概算払承認通知書(様式第14号)により通知するものとする。
- 4 前項による通知を受けた交付決定団体は、概算払請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第14条 交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助金所要額を交付対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

前号に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第15号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行し、令和元年度から令和2年度までの補助金に適用する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助率	備考
林業・木材産業構造対策事業	2分の1以内	
合板・製材生産性強化対策事業	2分の1以内	
中山間地域林業整備事業	2分の1以内	

様式第 1 号 (第 4 条関係)

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所 (所在地)
申請者
氏名 (名称及び代表者氏名)

年度 浜松市林業効率化機械等整備事業費補助金交付申請書
(事業分)

年度において、下記のとおり事業を実施するので浜松市林業効率化機械等整備事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により申請します。

記

- 1 金 額 円
(補助金所要額) (交付金に係る消費税仕入控除税額等) (交付額)
円 - 円 = 円
- 2 事業の目的
- 3 事業計画書 別紙 (様式第 2 号)
- 4 収支計画書 別紙 (様式第 3 号)
- 5 資金状況調べ 別紙 (様式第 4 号)
- 6 市税納付・納入確認同意書 別紙 (様式第 1 6 号)
- 7 申請者の市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- 8 暴力団排除に関する誓約書 (様式第 1 7 号)

様式第2号(その1)(第4条、第7条、第10条関係)

事業計画書(変更事業計画書、事業成績書)

補助対象事業名					
経 費 の 配 分					
事業費	内 訳				
	市補助金			公庫資金等	その他
	国費	県費	市費		
円	円			円	円
	円	円	円		
事業実施期間	年	月	日から		
	年	月	日まで		
備考					

(注) 1 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

2 様式第2号(その2)を添付すること。

様式第2号(その2)

〇〇年度事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)

事業主体名:

区分	事業種目	施行箇所名	工種又は施設区分	構造、規格又は規模	事業量 (呼称単位毎)		事業費 (A)+(B)+(C)+(D)+(E)	経費内訳					事業実施期間		事業実施方法
					A	B		国費(A) 円	県費(B) 円	市費(C) 円	公庫資金等(D) 円	その他(E) 円	着手(予定) 年月日	完了(予定) 年月日	
区分計															
区分計															
総計															

- (注)
- 1 区分及び事業種目については、県要綱に定める事項を記載すること。
 - 2 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。
 - 3 「構造、規格又は規模」の欄は、建物の延べ床面積等について記載すること。また、工種又は施設区分のうち呼称単位が「式」又は「-」で表示されているものについては、1件(単品目)ごとに「事業量」及び「事業費」の欄に記載するか、内訳書を添付すること。
 - 4 「事業実施期間」の欄は、「工種又は施設区分」の呼称単位ごとに記載すること。また、「区分計」の欄に、事業全体の事業実施期間を記入すること。
 - 5 事業実施方法の欄には、直営、委託、請負、補助の別を記入すること。

様式第3号（第4条、第7条、第10条関係）

収支計画書（変更収支計画書、収支決算書）

1 収入

区 分	計 画 額 (変更収支計画額) (決算額)	(計 画 額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
市補助金	円				
内 訳	国費				
	県費				
	市費				
公庫資金等					
その他					
計					

2 支出

区 分	計 画 額 (変更収支計画額) (決算額)	(計 画 額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
事業	円				
計					

様式第4号(第4条、第13条関係)

資金状況調べ

区分		月別					計
		月 円	月 円	月 円	月 円	月 円	
収 入							
	計						
支 出							
	計						
差引残高							

(注) 未経過の月分については、見込み額を計上すること。

第 号
年 月 日

様

浜松市長

交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった 年度浜松市林業効率化機械等整備事業費補助金について、浜松市林業効率化機械等整備事業費補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助条件
 - (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の経費配分を変更（県要綱で定められた軽微な変更を除く。）しようとする場合
 - イ 補助事業の内容の変更（県要綱で定められた軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助金の増減を伴う場合
 - エ 補助事業を中止又は廃止しようとする場合
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効果的な運営を図らなければならない。
 - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価

格又は効用の増加価格が50万円以上のもの。)について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間、ただし大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間(以下これらの期間を「処分制限期間」という。)内においては、市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、処分制限期間内に市長の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

(7) 浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。

(8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(9) 規則、浜松市林業効率化機械等整備事業費補助金交付要綱及び当該補助事業に係る県施行要領の規定並びに市長の指示に従うこと。

様式第 6 号 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所 (所在地)

申請者

氏名 (名称及び代表者氏名)

年度 浜松市林業効率化機械等整備事業計画変更承認申請書
(事業分)

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けた 年度浜松
市林業効率化機械等整備事業費補助金 (事業分) の計画を次のとおり変更したいので
承認されますよう、浜松市林業効率化機械等整備事業費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、
関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 補助金交付決定額 円

3 変更申請額 円

4 増減額 円

5 変更理由

6 変更事業計画書 別紙 (様式第 2 号)

7 変更収支計画書 別紙 (様式第 3 号)

様式第7号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

交 付 変 更 決 定 通 知 書

年 月 日付けで変更申請のあった 年度浜松市林業効率化機械等整備
事業費補助金(事業分)の交付決定内容の変更について、浜松市林業効率化機械等整備
事業費補助金交付要綱第8条の規定により申請のとおり承認するとともに、下記のとおり変更
決定したので通知します。

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 前回までの決定額 | 円 |
| 2 今回変更額(減額・増額) | 円 |
| 3 変更後の決定額 | 円 |

様式第8号(第10条関係)

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		事業実施年度				年度		農林水産省所管交付金名				処分制限期間		処分の状況		摘要	
区分	事業の内容					工期		経費の配分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
	事業種目	事業実施主体	工種構造施設区分	施行箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分								
		国費	県費	市町費	その他												
								円	円	円	円	円					

- (注) 1 処分制限期間欄には、処分制限の終期を記入する。
 2 処分の内容欄は、譲渡、交換、貸し付け、担保提供等を記入し、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入する。
 3 この様式により難しい場合は、この様式の項目を備えた他の様式をもって替えることができる。
 4 この台帳とともに処分制限期間内は、設計書等を保存する。

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

浜松市林業効率化機械等整備事業遂行状況報告書（ 事業分）

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市林業効率化機械等整備事業（ 事業分）について、 年 月 日現在の事業遂行状況を別紙のとおり報告します。

別紙（第9条関係）

遂行状況報告書

年 月 日現在

区分	箇所名	計画		進ちょく状況		進ちょく率 B / A × 100	事業実施 期 間	事業主体	市補助金交付状況		備考
		事業量	事業費 A	事業量	事業費 B				年月日	金額	
			円		円	%					

様式第10号(第10条関係)

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

申請者

氏名(名称及び代表者氏名)

浜松市林業効率化機械等整備事業実績報告書(事業分)

年 月 日付け 第 号において補助金交付の決定を受けた、浜松市
林業効率化機械等整備事業(事業分)が完了したので浜松市林業効率化機械等整備
事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

- 1 事業成績書 別紙(様式第2号)
- 2 収支決算書 別紙(様式第3号)
- 3 財産管理台帳 別紙(様式第8号)

様式第11号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

交 付 確 定 通 知 書

年 月 日付け 第 号で決定した 年度浜松市林業効率
化機械等整備事業費補助金について、浜松市林業効率化機械等整備事業費補助金交付要綱第
11条の規定により次のとおり確定します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

様式第12号(第12条、第13条関係)

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

申請者

氏名(名称及び代表者氏名)

年度 浜松市林業効率化機械等整備事業費補助金交付請求書
(概算払請求書)

年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定(決定)を受けた
年度浜松市林業効率化機械等整備事業費補助金として、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 円

2 振込先

金融機関名	
(ふりがな) 口座名義	
口座種別	
口座番号	

様式第 1 3 号 (第 1 3 条関係)

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所 (所在地)

申請者

氏名 (名称及び代表者氏名)

年度 浜松市林業効率化機械等整備事業費補助金概算払承認申請書
(事業分)

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市林業
効率化機械等整備事業費補助金において、下記のとおり概算払をされたく、浜松市林業効率
化機械等整備事業費補助金交付要綱第 1 3 条の規定により申請します。

記

- 1 概算払を必要とする金額 円
- 2 概算払を必要とする理由
- 3 資金状況調べ 別紙 (様式第 4 号)

様式第14号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金概算払承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度浜松市林業効率化機械等整備
事業費補助金(事業分)の概算払承認申請について審査した結果、下記のと
おり概算払を承認します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 概算払をする金額 | 円 |

様式第 15 号 (第 14 条関係)

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所 (所在地)

申請者

氏名 (名称及び代表者氏名)

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市林業効率化機械等整備事業 (事業分) の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 の額から 2 の額を差し引いた額) | 金 | 円 |

(注) その他参考となる資料 (3 の金額の積算内訳等) を添付すること。

様式第16号(第4条関係)

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い 林業振興課)

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

_____ 印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市林業効率化機械等整備事業費補助金交付要綱第5条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市林業効率化機械等整備事業費補助金

様式第17号(第4条関係)

暴力団排除に関する誓約書

浜松市林業効率化機械等整備事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)
住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印